

福島第一における作業員の健康管理について

(厚労省ガイドラインへの対応状況)

2016年9月29日

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

©Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc. All Rights Reserved.

無断複製・転載禁止 東京電力ホールディングス株式会社

1. 厚労省のガイドライン

TEPCO

東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策の為のガイドライン
(平成27年8月26日 基発0826第1号)

第7 健康管理対策等

I 健康診断等の実施

(1) 労働者の健康管理

ア 健康診断の実施

- ・労働者に対して安衛法に基づく定期健康診断、電離則に基づく健康診断を着実に実施
- ・健診結果について医師意見の聴取の結果、就業上の措置が必要な者に対し、意見を勧告して適切な措置を講じること

イ 日常的な健康管理

- ・作業開始前に、発熱や下痢等、個々の労働者の体調の確認を行い、体調不良の場合は、医師の受診を促す等の措置を講じること。
- ・健診結果により健康保持に努める必要がある労働者、長期に渡り(概ね3月以上を目安)発電所に作業従事している者に対し、健康診断実施時等の機会を捉え、医師又は保健師による保健指導を実施すること
- ・特に、過去の健診結果や、既往歴の調査、自覚症状、他覚症状の有無の検査等から、心疾患、脳血管疾患等の基礎疾患が判明した者に対しては、日常的な体調の確認を徹底するとともに保健指導の実施等により健康確保に万全を期すこと

ウ 関係請負人に対する指導及び援助

発電所長及び元方事業者は、関係請負人が、ア及びイに関する事項を適切に実施できるよう、必要な指導及び援助を実施すること。

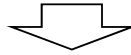
©Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc. All Rights Reserved.

無断複製・転載禁止 東京電力ホールディングス株式会社

福島労働局からの要請文書(平成27年9月15日 福島労基発0915第1号)
「福島第一原子力発電所の廃炉作業における労働災害防止対策の徹底等について(再要請)」

ガイドラインの第7の1(1)イ及びウに定める事項について、

- 貴社、元請事業者及び関係請負人の実施状況を確認すること。
- その結果、改善点が認められた場合は、保健指導等の実施体制の見直しを行い、また、元請事業者及び関係請負人に対して、ガイドラインに定める事項が確実に行われるよう改善させるとともに、必要な指導及び援助を行うこと



福島労働局へのご報告内容 (平成27年10月14日)

日常的な健康管理について、作業開始前に個々の労働者の体調管理を行うとともに、体調の不良が認められた場合は、速やかに救急科専門医が常駐する発電所入退域管理棟内にある救急医療室で受診することにしております。

また、健康診断の結果、健康保持に努める必要があると認められる労働者等の医師又は保健師による保健指導、特に心疾患、脳血管疾患等の基礎疾患が判明した者に対する保健指導の実施状況については、一部元請事業者に聞き取りを実施したところ、関係請負人の作業員に対する保健指導の実態等について十分把握していない企業があることが確認されました。

今後、元請事業者に対して、保健指導などガイドラインに定める事項の実施状況に関する確認を行い、産業医科大学の支援を受けながら、必要な指導及び助言を検討して参ります。

3. 具体的な対応方法 (1)

当該ガイドラインの要求事項を達成させていくにあたり、
産業医科大学殿から頂いたご指導

東京電力及び元方事業者の責任において、
以下の5点を確実に実施できている状態の実現が必要。

①定期的に必要な健康診断を全員が受けていることを確認していること

②健康診断の結果、治療または精密検査が必要とされた作業員が、医療機関を受診していることを確認していること

③医療機関を受診して治療が必要とされた作業員が、すくなくとも福島第一構内で働く間は、必要な治療を継続していることを確認していること

④定期的な健康診断の結果に基づき、就業上の措置を含む対応が行われていること

⑤就業上の措置の実施状況が継続的に確認され、見直しが行われていること

上記の実現には、当社及び元請事業者が関係請負人での実施状況を確認できるようにすることが必要

現状、元請事業者は、関係請負人での健康管理状況をどの程度把握しているか。

平成28年4月時点 (調査票やヒアリングから)

○
100%

・現状、全ての元請事業者とも、関係請負人の作業員の健康診断受診を確認している。

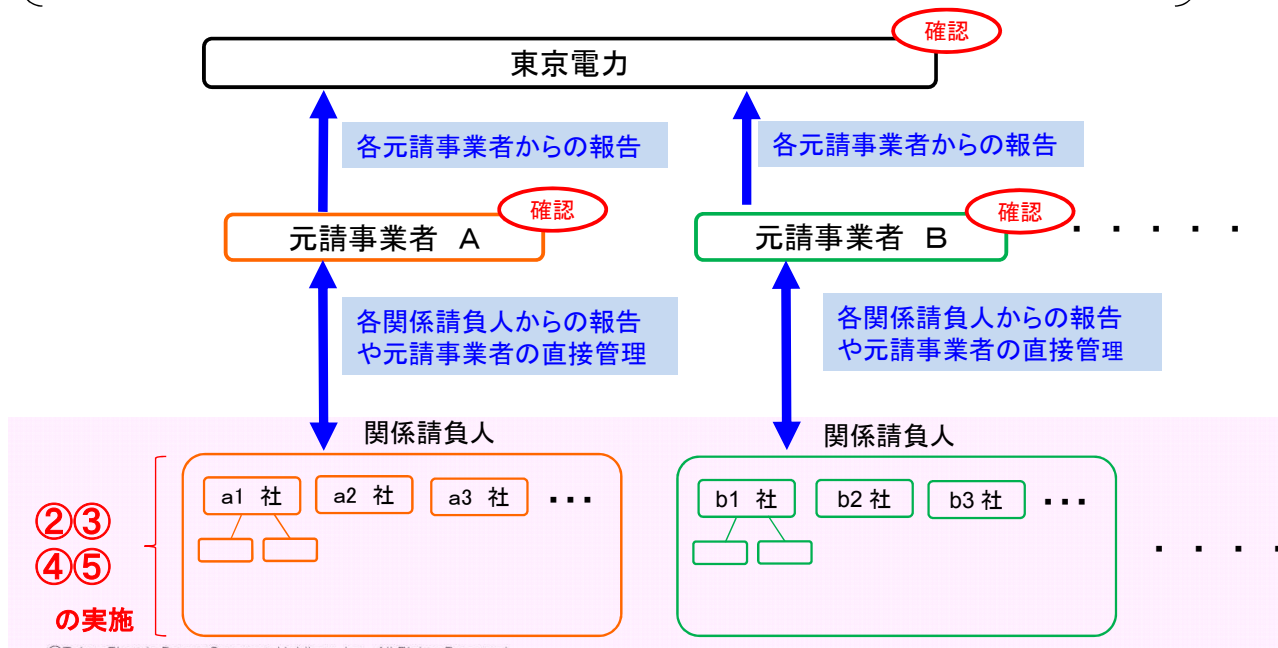
△
約60%

・関係請負人の作業員で、「治療または精密検査が必要と判定された者」の医療機関受診有無の確認(左記の②)やその後のフォロー(③~⑤)の確認については、全ての元請事業者で確実に確認するまでには至ってない状況。

今回、各関係請負人での実施状況を元請事業者及び東京電力が確認する仕組みを構築することとした。

治療や精密検査が必要な作業員の医療機関受診及びその後の状況を確認するしくみの構築

健康診断の結果、治療または精密検査が必要とされた作業員が、
 「②医療機関を受診していること」、及び「③～⑤のフォローアップがなされていること」
 を確認するしくみを構築する。



©Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc. All Rights Reserved. 無断複製・転載禁止 東京電力ホールディングス株式会社

4. 現在までの対応状況

ガイドライン発出後

各元請事業者に対して、
 ・産業医科大蔵からのご講演(健康管理の重要性等について)
 ・現在の管理状況に関するヒアリングなど
 ・今後の対応方法(先に記載の仕組みづくり)についての説明 等を実施

4月28日 ◇上記を経て、各元請事業者に対し、関係請負人における「要精密検査」・「要治療」等判定者の管理状況を確認する仕組みの構築を依頼

5月 (各元請事業者において、仕組みの検討・構築)

6月～7月 ◇各元請事業者での仕組みの構築状況について当社が確認 (訪問やヒアリング等による)
 □各元請会社が仕組み構築のもと既に運用開始している、あるいは近く開始される状況にあることを確認

◇東京電力が各元請事業者での実施状況を確認する仕組みの構築

7月21日 ◇各元請事業者に対し、構築した仕組みでの運用開始を依頼

※ヒアリング時に仕組み構築中であった一部の元請事業者については仕組み構築完了までフォロー(8月完了)
 今後、東京電力は各元請事業者での実施状況を定期的に確認

以降も東京電力と各元請事業者との継続的なコミュニケーション／改善を実施

©Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc. All Rights Reserved. 無断複製・転載禁止 東京電力ホールディングス株式会社